



第 187 号
平成26年 7月発行

発行所

公益社団法人
伏見納税協会
伏見納貯組合連合会
京都市伏見区深草壱染町44-14
電話 075 (641) 0998 番
編集 発行人
専務理事 高島 康朗

定時総会報告

平成二十六年公益社団法人伏見納税協会の定時総会は、五月二十七日京都タワーホテルにおいて、伏見納税貯蓄組合連合会の定時総会は、五月二十日伏見納税協会会議室において、それぞれ伏見納税署長はじめ来賓多数をお迎えして盛大に開催されました。

伏見納税協会は決議事項として平成二十五年度事業報告、報告事項として平成二十六年事業計画、収支予算及び各部署等の活動結果について、伏見納税貯蓄組合連合会では平成二十五年度事業報告・収支決算、平成二十六年事業計画・収支予算等の議題がすべて承認可決されました。なお、平成二十五年度決算、平成二十六年度予算等についてはホームページをご覧ください。

公益社団法人 伏見納税協会 事業計画の中の最重要課題

組織拡大(会員増強)

会員数は、協会の根幹を成すものですが、当協会において毎年減少しております。

このため当協会では会員増強部会において検討の結果、増強策として役員の方々には「三社(人)以上の入会者の獲得」をお願いしております。大宮会長も率先して会員獲得に努めておりますが、入会者数を上回る退会者数が発生し、会員数の増加には至っておりません。

皆様におかれましては、当協会の窮状を御理解いただき、会員拡大に御協力いただきますようお願いいたします。

伏見納税貯蓄組合連合会

事業計画

本年度は、次の事項を実施します。

- 一、自主納付体制の確立
- 一、納税道義の高揚
- 一、財政基盤の確立
- 一、組織の安定・拡充

※ 研修会の充実



署長 上野 稔 (うえのみのる)

伏見税務署
新署長紹介

1. 着任に際して一言

日本の歴史に深く関わりのある伏見で勤務させていただくことを大変嬉しく思うとともに、大任に緊張も一入です。全職員で協力して、納税者の皆様の理解と信頼を得られるよう努めて参りたいと思います。また、この機に、当地の歴史を通じて、古人の思いに触れることができればと考えています。

2. 趣味・特技等

旅行、写真

3. 出身地

大阪府 (堺市)

4. 今、興味があること (マイブーム)

ネットショッピング

<略歴>

平成25年7月 大阪局 課二 酒類業調整官 (筆頭)
平成24年7月 大阪派遣国税庁監察官 主任監察官
平成22年7月 新宮税務署長
平成20年7月 東淀川税務署 副署長
平成18年7月 熊本局 課税 国税訟務官
平成17年7月 大阪局 課二 法人課税課 課長補佐
昭和51年4月 大阪国税局 採用

副署長 岸本 哲郎 (きしもとてつろう)



新副署長紹介

1. 着任に際して一言

伏見での勤務は初めてとなりますが、地元のことを勉強しながら、皆様方と更なる連携協調関係の発展に努めて参りたいと考えておりますので、これまでと変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 趣味・特技等

サイクリングとウォーキング

3. 出身地

京都府 (舞鶴市)

4. 今、興味があること (マイブーム)

西国三十三箇所巡礼

<略歴>

平成25年7月 大阪局 徴収 徴収課 課長補佐
平成23年7月 納税者支援調整官 (東大阪)
平成21年7月 大阪局 徴収 徴収課 総括主査

総務課長 工藤 浩史 (くどうひろし)



新総務課長紹介

1. 着任に際して一言

「明るく、楽しく、仲良く」をモットーに、皆様方とふれあい、そして語り合い、地域を挙げての納税道義の高揚に努めていきたいと考えています。皆様からの温かいご支援を引き続きいただきますようよろしくお願い申し上げます。

2. 趣味・特技等

子育てと釣り (現在封印中)

3. 出身地

大分県 (大分市)

4. 今、興味があること (マイブーム)

子供の成長 (2歳児の次女)

<略歴>

平成25年7月 豊能税務署 個人1統括官
平成22年7月 西宮税務署 個人1統括官
平成20年7月 岸和田税務署 個人1統括官

幹部異動内容 (平成26年7月10日付)

(転入者) (転出者)

署長 上野 稔 (局課・酒類業調整官(筆頭)) 退官 中村 嘉造 (退職)

副署長 岸本 哲郎 (局徴収・徴収・課長補佐) 副署長 門田 正雄 (広島局・酒類業調整官)

総務課長 工藤 浩史 (豊能・個人1統括官) 総務課長 小島 昭 (泉大津・副署長)

管理運営2統括官 川西 淳子 (局徴収・管運・監理5係長) 管理運営2統括官 大田 浩子 (東・管運2統括官)

徴収統括官 至田 弘 (堺・徴収3統括官) 徴収統括官 山崎 保則 (城東・徴収統括官)

個人1統括官 楠 郁子 (灘・個人1統括官) 個人1統括官 石塚 博訓 (西宮・個人1統括官)

個人連絡調整官 松宮 伸次 (水口・個人1・上席) 個人連絡調整官 渡辺 寿恵 (局課・訟務官等連調官)

個人2統括官 中西 一郎 (天津・個人2統括官) 個人2統括官 税所 勝美 (退職)

法人連絡調整官 伊地知 徳子 (大審・管理・会計係長) 法人連絡調整官 高寺 一仁 (局査・統括官付・主査)

法人2統括官 北尾 博幸 (茨木・法人2統括官) 法人2統括官 田中 健 (退職)

法人3統括官 竹内 雅秋 (東・法人3統括官) 法人3統括官 浅井 美和 (東成・法人1統括官)

総務課長補佐 牛田 美智子 (左京・管運1・総上席) 総務課長補佐 野村 美奈 (局課・統括官付・主査)

税の相談日を開設!

～～費用は無料～～

※非会員は2,000円

相談担当税理士

近畿税理士会伏見支部 派遣税理士

場所 伏見納税協会 2階会議室

親切、丁寧に教えてもらえます。

日時 8月4日(月)・20日(水)

9月1日(月)・17日(水)

10月6日(月)・22日(水)

11月4日(火)・20日(水)

12月1日(月)・17日(水)

時間はいずれも

13時30分～16時00分

お気軽に
どうぞ



平成26年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

(平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

1 交際費等の額のうち、接待飲食費(注1)の額の50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました(措法61の4①)。

(注1) 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。)であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。



務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます。

イ 飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。)のあった年月日

ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称及び所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称及び所在地等)

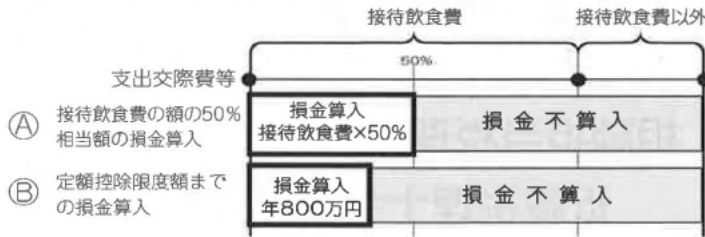
ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

2 中小法人(注1)は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額(注2)までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました(措法61の4①②)。

(イメージ)

接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較

(1) 接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合(損金算入額: A>B)



(2) 接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合(損金算入額: A≤B)



(注1) 中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。

(注2) 定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数(1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。)を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます。

(注3) 定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

(注4) 定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15(交際費等の損金算入に関する明細書)の添付がある場合に限り適用することができます。

入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15(交際費等の損金算入に関する明細書)の添付がある場合に限り適用することができます。

<<ご不明な点、詳細な情報等は税務署または国税庁HP (www.nta.go.jp) で!>>

清酒 月桂冠

<http://www.gekkeikan.co.jp/>

消費税法令の改正等のお知らせ

～簡易課税制度のみなし仕入率の見直し～

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、**金融業及び保険業を第五種事業**とし、その**のみなし仕入率を50%**（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、**不動産業を第六種事業**とし、その**のみなし仕入率を40%**（現行50%）とすることとされました。

【適用開始時期】
原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

【経過措置】

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

【適用例】 不動産業（第六種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置

(1) 3月31日決算法人の場合

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自 25.4.1 至 26.3.31	自 26.4.1 至 27.3.31	自 27.4.1 至 28.3.31	自 28.4.1 至 29.3.31	自 29.4.1 至 30.3.31
25.3.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

(2) 個人事業者及び12月31日決算法人の場合

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間			
	自 26.1.1 至 26.12.31	自 27.1.1 至 27.12.31	自 28.1.1 至 28.12.31	自 29.1.1 至 29.12.31
25.12.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
26.9.26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
26.10.6	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
27.3.16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算

《ご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください。》



京料理

魚三樓

UOSABURO

京都市伏見区京町3丁目187 電話 601-0061

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送付にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税を納めている方におすすです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能!
- インターネットバンキングの契約が不要!
- 金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません!

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能!

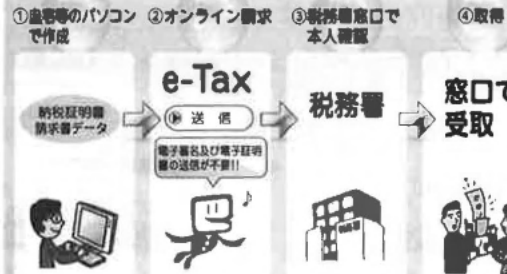
納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等のパソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダライタが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



詳しくは、税務署までお問い合わせになるか、
e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

中学生・高校生の「税の作文」募集

項目	中学生の「税についての作文」	税に関する高校生の作文
応募資格	中学生	高校生
テーマ	税に関すること	
応募点数	1人	1編
文字数	1,200字以内(400字詰め原稿用紙3枚以内)	1,200字以内
提出先	所属の中学校を通じて 伏見納税貯蓄組合連合会 〒612-0052 京都市伏見区深草墨染町44-14 TEL (075) 641-0998	所属の高等学校を通じて 伏見税務署・総務課 〒612-0084 京都市伏見区鑓屋町無番地 TEL (075) 641-5111
締切日	平成26年9月4日(木)	平成26年9月5日(金)
表彰	優秀作品には賞状と副賞(記念品)を贈呈	優秀作品には賞状と記念品を贈呈

個人会員		法人会員	
沖青河岩岡太村浜水奥	木村本田田井田嶋村	勝寿武比	製稔染雄齒稔
正居生飲古製稔染雄齒稔	理酒食造工科医	士屋業業房医	自転車パーツ販売修理
真電氣工事	保理士	子築業	夫夫
春日(株)	(株)福島設備工業所	訪問介護	管工事
(株)太彭興産	不動産建築・飲食	仲銅品販売	
(有)エムアール	普通通院	製工業	
(医)藤田産科婦人科医院	京都紙管工業(株)	機械工具商	
杉本商事(株)	京都営業所	ビルメンテナンス業	
京都紙管工業(株)	京都営業所	運送・工事・倉庫等	
タカラ長運(株)	産業機械製作	京都事務所	
法人会員	京都事務所	京都事務所	
平成二十六年一月以降分			

個人事業税のあらまし

個人事業税は事業を営まれている個人の方に課税される都道府県の税金です。

◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

◆税額の計算方法

個人事業税は、次の算式によって計算します。

$$(\text{前年所得金額} - \text{事業主控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

○所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は青色申告控除前の金額となります。

○事業主控除は年間290万円(年の中途で開・廃業された場合は月割額となります。)

- 税率
 - ・第一種事業……5%
 - ・第二種事業……4%
 - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

◆納める時期

納期限は、第1期分が平成26年9月1日(月)、第2期分が12月1日(月)です。

ただし、年の中途で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。

また、税額が1万円以下の場合には第1期分のみとなります。

◆納める方法

お送りする納税通知書(納付書)により、最寄りの金融機関、コンビニ又は近畿二府四県のゆうちょ銀行(郵便局含む)若しくは府税事務所で納付してください。

なお、便利で確実な口座振替を是非ご利用ください。

個人事業税の納付は便利な口座振替で ～ゆうちょ銀行でもOKです～

- 銀行、信用金庫など府内金融機関の窓口に着付の「府税口座振替納付依頼書」に住所・氏名・口座番号など必要事項を記入し、通帳届出印を押印のうえ、お取り引きのある金融機関に提出してください。
- 振替手続きは、第1期、第2期分とも納期限の3ヶ月前までに申し込まれますと、それぞれの納期分から口座振替により納付していただけます。

詳しくは、京都府京都南府税事務所までお問い合わせください。

京都府京都南府税事務所 個人事業税課 692-1391



納税協会のビジネスガード
Business Guard



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に納税協会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

京都支店

〒604-8161
京都市中京区烏丸通三条下ル錦町595 大同生命京都ビル7階
TEL:075-223-1651 FAX:075-231-6043
(受付時間:午前9時から午後5時迄(土・日・祝日・年末年始を除く))

この広告は保険の概要をご説明したものです。「地震対策プラン」につきましては、一部お引できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



認印10分 680円・実印60分 3,300円
各種印刷・表札・焼印・プレート

おしちや屋印刷

京・伏見・フロヤ町 ☎(075) 611-2622・FAX(075) 621-6757

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました
(平成26年4月1日以降作成されたものに適用されます)

「金銭又は有価証券の受取書(17号文書)」は、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降に作成されたものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明する目的で作成し、相手方に交付する証拠証書で、「領収書」「受取書」「レシート」などが該当します。

なお、消費税及び地方消費税の金額が区分記載されているなど消費税額等が明らかである場合、その消費税額等は記載された受取金額に含めないこととされています。



その他、「不動産の譲渡に関する契約書」、建設業法②(1)に規定する「建設工事の請負に関する契約書」も、平成26年4月1日以降に作成されたものについて、更なる軽減税率が適用されています。

収入印紙の交換と印紙税の還付について

高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。



- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは、交換や還付を受けられません。

郵便局	<p>【収入印紙の交換】</p> <p>≪1枚につき5円の交換手数料が必要です≫</p> <p>①未使用の収入印紙、②客観的に見て明らかに課税文書でないものに貼り付けた収入印紙が交換の対象となります。</p> <p>※ 汚れた収入印紙や破損した収入印紙は交換の対象となりません。</p>
	<p>【印紙税の還付】</p> <p>①課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの、②課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの、③課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用見込みのなくなったものが、還付の対象となります。</p> <p>※ 必ず原本をお持ちください。</p>
税務署	

印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、税務署へお尋ねください。

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は
記帳と帳簿等の保存が必要になりました!!



記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう
納税協会の輪

経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう
納税協会の輪
運動実施中!

DJIDO 大同生命

京都支社/京都市中京区烏丸通り三条下ル
徳頭屋町595-3
TEL 075-231-5341

AIU AIU保険会社

京都支店/京都市中京区烏丸通り三条下ル
徳頭屋町595 (大同生命京都ビル7F)
TEL 075-223-1651